

令和5年生駒市教育委員会

第12回定例会 議案

令和5年12月25日

生駒市教育委員会

令和5年生駒市教育委員会(第12回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第18号	臨時代理につき承認を求めることについて(令和5年生駒市議会第5回(12月)定例会提出議案の意見について)	1
報告第19号	令和6年二十歳のつどいの開催について	3
議案第28号	幼稚園教諭・保育士人事異動方針について	5
議案第25号	壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画の策定について	7

報告第18号

臨時代理につき承認を求めることについて

(令和5年生駒市議会第5回(12月)定例会提出議案の意見について)

令和5年生駒市議会第5回(12月)定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、令和5年12月19日に、次のとおり臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和5年12月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井・葉 子

【提出議案】

令和5年度生駒市一般会計補正予算(第7回)(追加提案分)

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(第) 21 諸収入

(項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	範 分		説 明
				区	金 額	
4 雑入	998,728	△ 131,100	867,628	3 学校給食材料 費徴収金	△ 131,100	
計	998,728	△ 131,100	867,628			

[単位 千円]

報告第19号

令和6年二十歳のつどいの開催について

令和6年二十歳のつどいの開催について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

令和5年12月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

令和6年 二十歳のつどい

- 1 日 時 令和6年1月8日(月・祝) 11:00~12:30(予定)
式典 11:00~11:40
記念行事 11:40~12:30
- 2 場 所 たけまるホール 大ホール
- 3 対 象 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた、
生駒市に在住している人及び生駒市出身で生駒市の二十歳のつどい
に出席を希望する人。
- 4 対象人数 1,292名(男:656名 女:636名)
※ 令和5年12月1日時点による
- 5 日 程
10:00~ 受付開始
11:00~ 式典
・国歌斉唱
・式辞:市長
・来賓祝辞:市議会議長
・子どもたちからの祝いメッセージ
・市民憲章唱和
・誓いの言葉
11:40~ 記念行事
・生駒山麓太鼓保存会による演奏
・恩師からのビデオレター
・エンディングセレモニー
12:30 終了(予定)

議案第28号

幼稚園教諭・保育士人事異動方針について

幼稚園教諭・保育士人事異動方針について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、次のとおり提出する。

令和5年12月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

幼稚園教諭・保育士人事異動方針(案)

令和5年12月25日

生駒市教育委員会

幼稚園教諭・保育士の人事異動の方針を下記のとおり定める。

記

1 基 本 方 針

- (1) 就学前教育・保育の充実を図るため、全市的な視野に立ち、適材を適所に配置する。
- (2) 主幹教諭・主幹保育士の管理職への登用を積極的に進める。
- (3) 同一園での長期勤務者の解消に努める。
- (4) 人材育成の観点から、多様な経験を積ませるために、幼保間の人事異動を積極的に進める。

附 則

- 1 この方針は、令和6年4月1日人事異動から適用する。

議案第25号

壹分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画の策定について

壹分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第1号の規定により、次のとおり提出する。

令和5年12月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

壱分幼稚園の認定こども園整備に関する基本計画（案）

1 これまでの取組

(1) 検討協議の過程

- ① 令和2年2月 「今後の生駒市立幼稚園のあり方について」 答申
 - ・ 現状と課題の抽出
 - ・ 公立園の役割
 - ・ 公立園の適正な施設配置と運営 等
- ② 令和2年10月 「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方」 策定
 - ・ 望ましい規模を確保し、幼稚園に関する課題に対応するための具体的な方策 等
- ③ 令和3年8月 地域協議会からの「意見書」提出
 - ・ なばた幼稚園、壱分幼稚園、俵口幼稚園、生駒台幼稚園のそれぞれに設置した地域協議会において議論を重ね、意見書がまとめられた。
- ④ 令和3年11月 「生駒市立幼稚園の再編に係る方向性」（以下、「方向性」）策定
 - ・ 壱分幼稚園の単独でのこども園化と、保護者・地域との協働、より良い教育活動の検討を進めていく。
 - ・ 生駒台幼稚園は、当面は引き続き公立幼稚園として継続する。こども園化を見据えた検討を進めていくこととする。
 - ・ なばた幼稚園、俵口幼稚園においては、保護者や地域の方々と協議する場を創出する。

2 壱分幼稚園のこども園化について

(1) 認定こども園の整備

「方向性」に示されているとおり、壱分幼稚園をこども園として整備を進める。進めるにあたっては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、「認定こども園法」）に基づく認定こども園とする。

(2) 認定こども園の整備手法

① 認定こども園の類型

認定こども園は、機能別に次の4つの類型に分かれている。

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型（※）
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 （幼稚園＋保育所機能）	児童福祉施設 （保育所＋幼稚園機能）	幼稚園＋保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員要件	保育教諭 （幼稚園教諭＋保育士資格）	満３歳以上⇒両免許併有が望ましいがいずれかでも可 満３歳未満⇒保育士資格が必要		
給食提供	・ ２・３号の子どもに対する食事提供の義務 ・ 自園調理が原則・調理室の設置義務（満３歳以上は、外部搬入可）			
開園日等	11 時間開園、土曜日の開園が原則	地域の実情に応じて設定	11 時間開園、土曜日開園が原則	地域の実情に応じて設定

※地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

本市においては、以下の理由から、保護者の高まる保育ニーズや多様化する就労形態及び教育・保育のさらなる質の向上に対応するため「幼保連携型」とする。

幼保連携型が望ましい理由

- ・ 設置主体において、幼保連携型は、多くの保育所等で運営を実施している学校法人や社会福祉法人（以下、「法人」）が運営できるため、公募の際に応募者を多数見込むことができる。幼稚園型では、学校教育法で「学校」として位置づけられている認可幼稚園としての機能を有するため、社会福祉法人は設置できず、また、保育所型、地方裁量型は、制限がないため教育・保育の質の確保が課題となる。
- ・ 職員要件において、幼保連携型のみに幼稚園教諭と保育士資格の併有が義務付けられているため、より質の高い教育・保育サービスの提供が可能となる。
- ・ 開園日等について、幼保連携型及び保育所型が11時間開園及び土曜日開園が原則であり、保育ニーズの高い保護者に対応することができる。

② 施設の設置・運営主体

施設の設置・運営主体は、主に3つの類型に分かれ、メリット・デメリットは次のとおりである。

	公設公営	公設民営	民設民営
設置・運営 主体	設置：市 運営：市	設置：市 運営：法人	設置：法人 運営：法人
メリット	【運営面】 ・教育・保育の質の向上のため、職員研修を企画・充実させることができる。 ・地域や小学校等との連携を活発に図ることができる。 ・障がい等により支援が必要な園児を積極的に受け入れることができる。	【運営面】 ・事業者の方針による運営となるため、民間独自のノウハウで、保護者ニーズにも比較的柔軟に対応できる。 ・保育時間が長く、夜８時頃まで開園できる。 ・英語教育等の課外授業を充実させることができる。 ・豊富に室内遊具を設置できる。	【運営面】 ・事業者の方針による運営となるため、民間独自のノウハウで、保護者ニーズにも比較的柔軟に対応できる。 ・保育時間が長く、夜８時頃まで開園できる。 ・英語教育等の課外授業を充実させることができる。 ・豊富に室内遊具を設置できる。 【施設面】 ・国、県等の補助金を活用し、法人主体で機能を充実させることができる。
デメリット	【施設面】 ・公設のため、標準的な機能に限定される。	【施設面】 ・公設のため、標準的な機能に限定される。	【運営面】 ・主体的に地域や小学校等との連携を図りにくい。 ・支援が必要な園児の受け入れに消極的になる傾向がある。

今回、市立壱分幼稚園を幼保連携型認定こども園として開園するにあたり、以下の理由から、「民設民営」により実施することが適していると考えます。

民設民営が望ましい理由

- ・民間独自の長時間保育、課外授業や室内遊具の充実等、民間のノウハウによる保護者ニーズへの柔軟な対応ができる。
- ・０歳児から２歳児まで（以下、「乳幼児」）を受け入れる保育室、給食を提供する調理室、看護職員等が常駐する保健室、職員の増員に伴う職員室等の施設整備にかかる経費や、開園後の運営にかかる経費に対して、国や県の支援（補助金制度）を活用できる。

③ 公私連携幼保連携型認定こども園の整備

市立幼稚園を民設民営の認定こども園とした場合、地域との繋がり、小学校への円滑な接続、特別な支援が必要な園児の受け入れなどが課題になりうる。このような課題に対応するため、壱分幼稚園を認定こども園にするに当たっては、市と設置・運営主体が協定を締結し、重要課題に対して、市が設置・運営主体とコミュニケーションをとり、必要に応じて指導、助言できる「公私連携幼保連携型認定こども園」※とすることが重要である。

「公私連携幼保連携型認定こども園」にすることにより、具体的には、

- ・ 壱分幼稚園が取り組んできた地域活動への参加や地域ボランティアの受け入れ等の関係性の構築
- ・ 壱分小学校だけでなく、在園児が通学する小学校も視野に入れた保幼小接続事業の取組
- ・ 特別な支援が必要な園児について、行政と連携した積極的な受け入れに繋がる職員配置や実践的な職員研修への参加 等

を確実に継続実施してもらうことが可能である。

また、市教育委員会は、運営状況を園訪問や監査等で把握し、必要に応じて指導することで適正な運営を担保するとともに、定期的な園長会、意見交換会、職員研修の共同実施を行う。さらに、特別な支援が必要な園児についても、園巡回により把握し、相談機関の紹介等を行い、教育・保育の質の向上を図る。

このように、これまで壱分幼稚園が培ってきた公教育と民間の双方の利点を活かしつつ、民設民営の課題を効果的に解消するために、「公私連携幼保連携型認定こども園」として整備を進めることとする。

※ 公私連携幼保連携型認定こども園

認定こども園法第34条に基づく認定こども園で、設置・運営主体は民間事業者でありながら、その人員配置や提供される教育・保育など運営に関して市が指導、助言できる認定こども園

(3) 認定こども園の整備計画

市立壱分幼稚園を認定こども園に移行するためには、乳幼児用の保育室やトイレ、調理室の新設、保健室や職員室の拡充が必要であり、これらを現在、市立壱分幼稚園に在園している園児の保育を継続しながら、法人が国庫等補助を得て行うには、全面建て替えが不可欠である。

定員は、近隣保育所等の状況も勘案し検討する必要があるが、0歳児6人、1歳児12人、2歳児12人、3歳児40人、4歳児60人、5歳児60人の合計190人程度を想定している。

【整備スケジュール】

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
市立 壱分幼稚園	現園を継続				閉園
	壱分幼稚園 関係者への説明・意見聴取	保護者説明会 地元説明会 入園説明会での周知			
公私連携 幼保連携型 認定こども園	整備に関する 基本計画の策定	事業者選定・ 協定締結			開園
		実施設計	補助金申請 施設整備		

